で

## ●所得基準の変更について

令和7年6月付にて国より利用者負担等の事務処理の取扱いについて一部改正がありました。所得基準額については以下のとおりになります。

利用者 負担段階	(※1)所得の状況		<sup>(※2)</sup> 預貯金等の資産の状況
1	生活保護受給者の方		単身:1,000万円以下
	世帯	老齢福祉年金受給者の方	夫婦:2,000万円以下
2	全員が市民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額 が <u>80万円</u> 以下の方(※3)	単身: 650万円以下
			夫婦:1,650万円以下
3-①		前年の合計所得金額+年金収入額 が <u>80万円</u> 超120万円以下の方	単身: 550万円以下
			夫婦:1,550万円以下
3-2		前年の合計所得金額+年金収入額 が120万円超の方	単身: 500万円以下
			夫婦:1,500万円以下

令和7年8月から

利用者負担段階	(※1)所得の状況		<sup>(※2)</sup> 預貯金等の資産の状況
1	生活	保護受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	
2		前年の合計所得金額+年金収入額 が <u>80.9万円</u> 以下の方(※3)	単身: 650万円以下
			夫婦:1,650万円以下
3-①		前年の合計所得金額+年金収入額 が <u>80.9万円</u> 超120万円以下の方	単身: 550万円以下
			夫婦:1,550万円以下
3-2		前年の合計所得金額+年金収入額 が120万円超の方	単身: 500万円以下
			夫婦:1,500万円以下

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断基準とします。

- ※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- ※3 年金収入額は課税年金収入額と非課税年金収入額の合計です。